

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

平成 31 年 4 月 15 日 提出

事業所・施設の名称	丸八作業所		
サービスの種類	生活介護	多機能型の実施 (※1)	有・無 無
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規	2 継続	3 変更 (加算の区分変更の場合)
適用年月日	前月15日までの届け出により翌月から算定可能(4月適用のみ期限に例外あり)		平成 31 年 4 月 1 日

多機能型の場合は事業所名称とサービス種類について各欄に併記すること

算定する加算区分 (該当の番号に○)	1 福祉専門職員配置等加算 (I)	2 福祉専門職員配置等加算 (II)	3 福祉専門職員配置等加算 (III)					
算定する場合は I 又は II を	社会福祉士等 (社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士 (就労移行支援に限る)、公認心理士) の状況 勤務形態一覧表 (別紙2-2) の数値と一致していること	<table border="1"> <tr> <td>① 生活支援員等 (※2) の総数 (常勤)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち社会福祉士等の総数 (常勤)</td> <td>人</td> </tr> </table>	① 生活支援員等 (※2) の総数 (常勤)	人	② ①のうち社会福祉士等の総数 (常勤)	人	①に占める②の割合が 3.5%以上 (右の「Iに該当」に○) ①に占める②の割合が 2.5%以上 (右の「IIに該当」に○)	Iに該当・非該当 IIに該当・非該当
① 生活支援員等 (※2) の総数 (常勤)	人							
② ①のうち社会福祉士等の総数 (常勤)	人							
IIIを算定する場合 (右のいずれかに記入)	ア 常勤職員の状況 多機能型の場合は各事業所の対象職種の常勤換算後の人数を合計して記入すること	<table border="1"> <tr> <td>① 生活支援員等 (※2) の総数 (常勤換算)</td> <td>4.3 人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち常勤の者の数 (常勤換算)</td> <td>3.5 人</td> </tr> </table> ※4に留意。他職種・他事業所と兼務する常勤職員は常勤換算後の人数で算入すること	① 生活支援員等 (※2) の総数 (常勤換算)	4.3 人	② ①のうち常勤の者の数 (常勤換算)	3.5 人	①に占める②の割合が 7.5%以上 (右の「該当」に○)	該当 非該当
① 生活支援員等 (※2) の総数 (常勤換算)	4.3 人							
② ①のうち常勤の者の数 (常勤換算)	3.5 人							
	イ 勤続年数の状況	<table border="1"> <tr> <td>① 生活支援員等 (※2) の総数 (常勤)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち勤続年数3年以上 (※3) の者の数</td> <td>人</td> </tr> </table>	① 生活支援員等 (※2) の総数 (常勤)	人	② ①のうち勤続年数3年以上 (※3) の者の数	人	①に占める②の割合が 3.0%以上 (右の「該当」に○)	該当・非該当
① 生活支援員等 (※2) の総数 (常勤)	人							
② ①のうち勤続年数3年以上 (※3) の者の数	人							

添付書類	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙2-2) 及び組織体制図 (参考様式15) (多機能型事業所は全事業所分を添付) ※ I、II又はIIIイ①の該当職員については、別紙2-2の左枠外に○を付けてください。 I又はIIを算定する場合: 加算要件に該当する者の資格証明書の写し (原本証明のこと) IIIを算定する場合でイに該当する場合: 加算要件に該当する者の実務経歴証明書 (参考様式4)
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ※1 多機能型事業所 (児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスを含む) については、多機能型事業所全体で配置割合等の計算
- ※2 ここでいう生活支援員等とは、サービスごとに次の職種のことをいう。
 - ・療養介護・生活介護・自立訓練 (機能訓練) にあつては、生活支援員
 - ・共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員 (外部サービス利用型にあつては、世話人)
 - ・自立訓練 (生活訓練) にあつては、生活支援員又は地域移行支援員
 - ・就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
 - ・就労継続支援 A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員 (賃金向上達成指導員)
 - ・共生型生活介護・共生型自立訓練 (機能訓練) ・共生型自立訓練 (生活訓練) にあつては、共生型生活介護従業者・共生型自立訓練 (機能訓練) 従業者
 - ・児童発達支援にあつては、加算 (I) (II) においては児童指導員、障害福祉サービス経験者、加算 (III) においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者
 - ・医療型児童発達支援にあつては、加算 (I) (II) においては児童指導員又は指定発達支援医療機関の職員、加算 (III) においては、児童指導員、保育士又は指定発達支援医療機関の職員
 - ・放課後等デイサービスにあつては、加算 (I) (II) においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者、加算 (III) においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者は保育士
- ※3 「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、その算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害福祉サービス事業所等における直接処遇職員としての勤務年数を含むことができる。
- ※4 法人に常勤として雇用されている者で、複数事業所で兼務する場合
 - ・ I、II及びIIIのイについては、1週間の勤務時間の2分の1を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合 (2か所の事業所で2分の1ずつのときはいずれか一つの事業所において) に、常勤の直接処遇職員 (1人) として評価する。
 - ・ IIIのイについては、直接処遇職員として勤務している時間数を分子、分母に算入することが可能である。
- ※ 当該加算を算定している事業所が、加算の区分を変更することなく、対象職員の変更のみ届出をする場合には、「異動区分」欄において「2 継続」に○を付すこと。

4月・5月の算定開始に限り、登録証に代えて合格証明書の写しも可とする (国家試験合格証明書の提出に関する申立書・誓約書 (参考様式33) の添付が必要)